

様式第5号（第9条関係）

三芳政発第169号
平成27年6月19日

公募型プロポーザル方式による提案者募集に関する公表

プロポーザル選定委員会 委員長

三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり提案者を募集します。

1 業務概要

- (1) 業務名 「三芳やさい 食べて！歩いて！健康長寿」事業
- (2) 業務目的 歩行による運動習慣の構築や三芳やさいの摂取により、住民の健康状態を改善し、健康寿命の延伸、医療費の削減、町内農業の振興を図るため。
- (3) 契約期間 契約締結日～平成28年3月31日
- (4) 業務内容 別紙業務委託仕様書のとおり
- (5) 委託予定額 21,600,000円（税込）を上限とする。
- (6) 業務実施上の条件
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく三芳町の入札参加制限を受けていない者であること。
- イ このプロポーザル実施の公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれの日においても、三芳町入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止等期間中ではないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- エ 三芳町暴力団排除条例（平成25年三芳町条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと。
- オ これまでに、地方公共団体で健康づくり事業に資するような業務について十分な実績があり、本業務の企画・実施の能力があること。
- (7) 業務所管課 健康増進課
- (8) その他必要事項 なし

2 参加申込書に関するここと

- (1) 参加申込書の作成様式

三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱様式第6号及び様式第13号及び次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

- ア 登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）
- イ 営業所表（様式第14号）
- ウ 委任状（様式第15号。ただし、対象業務において代理人を置く場合に限る。）
- エ 財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書）

(2) 提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限：平成27年6月26日（金）午後3時まで
- イ 提出場所：三芳町役場 健康増進課 健康長寿担当
埼玉県入間郡三芳町藤久保1100番地1
三芳町役場本庁舎1階
- ウ 提出方法：持参又は郵送による提出とする。ただし、提出期限必着とし、郵送の場合は到着を確認するものとする。

3 提案者の選定に関すること。

(1) 提案者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	評価の指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、売上高
履行保証力	履行保証の面で心配がないか	自己資本比率等
瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか	賠償責任保険の加入の有無等
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者数等
業務経歴	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績等
専任性	当該業務に専念できる時間が十分あるか	手持ち業務量等
実施体制	実施体制はどうか	従事予定者数
社会貢献（倫理観）	社会的貢献度が有るか	I S O14001等の取得状況 育児・介護休暇等の優遇等

(2) 非選定理由に関する事項

参加申込書を提出した者のうち、提案者として選定されなかった者に対しては、非選定理由を書面により、選定委員会(所管課)から通知する。

4 提案書の作成に関すること

(1) 提案書の作成様式、提出部数

- ア 任意の書式による提案書（A4）10部
- イ 上記と同内容のP D FデータによるC D-R O M

(2) 記載上の留意事項

以下の項目は、提案上必須とする。

- ア 健康状態を確認する身体計測やアンケートの方法等に関すること。
- イ 生活習慣改善に向けた方法等に関すること。
- ウ 運動習慣（歩行）の構築方法等に関すること。

- エ 野菜の摂取の増加方法等に関すること。
 - オ 収集したデータの解析・検証方法等に関すること。
 - カ 医療費の分析方法等に関すること。
 - キ 事業の機器に関すること。
 - ク アからキまでにかかる経費の内訳に関すること。
- これ以外の項目についても提案を募集する。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限：平成27年7月15日（水） 午後3時まで

イ 提出場所：三芳町健康増進課 健康長寿担当

埼玉県入間郡三芳町藤久保1100番地1

三芳町役場本庁舎1階

ウ 提出方法：持参又は郵送による提出とする。ただし、提出期限必着とし、郵送の場合は到着を確認するものとする。

(4) 提案のプレゼンテーション（業者選定の判断が難しい場合等に実施）

ア 実施日：平成27年7月17日（金）

イ その他詳細については、別途通知する。

(5) 提案書を採用するための評価基準

ア 業務遂行能力・保有技術力に対する評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務遂行能力	業務を遂行できるだけの専門技術を有しているか	専門技術職員数
企画提案者の業務経歴	業務遂行のために、必要な知識・経験を有しているか	同種又は類似業務の実績数
実施体制	業務遂行のために必要な実施体制を用意しているか	従事予定者数
業務主任技術者及び業務責任者の実績・専任性	業務遂行のために、必要な知識・経験を有しているか 当該業務に専任できる時間が十分にあるか	同種又は類似業務の実績数 手持ちの業務量

イ 提案内容に対する評価

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務の理解度	本町の意図するところを、きちんと把握しているか	
業務に対する取組み姿勢と意欲	業務に対する取組み姿勢が適切で、意欲があるか	業務実施方針の内容
提案内容の妥当性	実施手順と取組み手法は妥当か	実施フロー、主要検討項目、工程表、課題に対する取組み手法
	検討項目は、具体的で量も妥当か	
	独創性かつ実現性はあるか	
	事業経費の積算は妥当か	

資料調整能力	企画提案書は分かり易いか	提案書のまとめ方
ウ プレゼンテーション・ヒアリングの評価（実施する場合のみ）		
評価項目	評価の視点	評価の指標
説得力	説明が、論理的で納得できるか	
資料調整能力	プレゼンテーション資料が分かり易いか	プレゼンテーション内容
協調性	冷静に議論できるか、意思疎通が容易かどうか	質問に対する受け答え姿勢

(6) 提案者の内定方法

三芳町プロポーザル方式業者選定実施要綱第14条により、プロポーザル選定委員会の審査を経て、提案者を内定する。

(7) 提案者の不採用理由に関する事項

提出した提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により、選定委員会（所管課）から通知する。

5 提案の内定者に関すること。

所管課と内定者は、発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定する。そして、所管課は、業務仕様内容が決定し、業務の発注が整った段階で、当該業務の契約を内定者と随意契約により契約を締結する。

6 本提案募集要項についての問い合わせ先

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町藤久保1100番地1
三芳町役場本庁舎1階 健康増進課 健康長寿担当
TEL 049-258-0019（内線182・183）
e-mail choju@town.saitama-miyoshi.lg.jp

7 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び提案者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができない。
- (2) 参加申込書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び提案書を無効とし、その提出者を失格とする。
- (4) 提出期限後における参加申込書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加申込書及び提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できない。
- (7) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で参加者ごとの評価結果を事後に公表することがある。

(8) 参加申込者・提案事業者が1社の場合であっても、プロポーザル選定委員会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

以 上